

○鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱

平成21年 4 月 1 日 訓令第55号

改正

平成21年10月 1 日 訓令第100号

平成26年 4 月 1 日 訓令第36号

平成26年10月 1 日 訓令第78号

平成27年 3 月31日 訓令第42号

平成28年 4 月 1 日 訓令第85号

鹿角市すこやか子育て支援事業実施要綱

すこやか子育て支援事業による保育料給付措置実施要綱（平成17年鹿角市訓令第50号）の全部を改正する。

（事業の目的）

**第 1 条** この要綱は、社会全体で子育てを支えていくとの考えのもと、生活基盤の弱い世帯が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、保育園、幼稚園及び認定こども園等に伴う子育て家庭の経済的負担を軽減するすこやか子育て支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第 2 条** この要綱において「対象乳幼児」とは、次に掲げる者をいう。

（1） 乳児 満1歳に満たない者

（2） 幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

2 この要綱において「ひとり親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する「母子家庭等」で、現に児童を扶養しているものをいう。

3 この要綱において「一般世帯」とは、ひとり親世帯以外の世帯をいう。

4 特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する教育・保育施設をいう。

5 特定地域型保育事業とは、法第29条第1項に規定する地域型保育の給付を受ける事業をいう。

6 保育機能施設等とは、保育機能施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項の指導監督の対象となる施設をいう。

- 7 公定価格とは、法第27条第3項第1号及び法第29条第3項第1号に規定する費用の額をいう。
- 8 1号認定とは、法第19条第1項第1号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- 9 2号認定とは、法第19条第1項第2号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- 10 3号認定とは、法第19条第1項第3号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- 11 保護者等とは、法第20条第4項に定める支給認定保護者と同一の世帯に属する者又は同条第1項の認定を受けない子どもにあつてはその扶養義務者をいう。
- 12 基準額とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年6月13日政令第213号）第4条から第7条及び第9条から第13条に規定する利用者負担の上限額をいう（階層については、「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の交付について（平成27年3月31日付け府政共生第347号、内閣府政策統括官他通知）」第二（1）から（3）の階層区分とする。）。
- 13 家庭的保育事業とは、鹿角市家庭的保育事業実施要綱（平成21年鹿角市訓令第32号）第2条に定める保育事業をいう。

（助成内容）

**第3条** 市は、市に居住地を有する対象乳幼児の保護者に対して、当該各号に掲げる額を助成するものとする。

- （1） 戸籍上第1子の乳幼児の場合、保護者等が支払う第5条に掲げる費用等の2分の1に相当する額
- （2） 戸籍上第2子の乳幼児の場合、保護者等が支払う第5条に掲げる費用等に相当する全額
- （3） 戸籍上第3子以降の乳幼児の場合、次条に規定する助成の対象となる範囲を超え、全ての保護者等が支払う第5条に掲げる費用等に相当する全額

（助成の対象なる範囲）

**第4条** 前条に規定する助成の対象となる範囲は、次に掲げるものとする。

- （1） 法第27条第1項の規定による施設型給付費及び法第29条第1項の規定による地域型保育給付費を支給する子ども並びに法第28条第1項に規定する特例施設型給付費及び法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を支給する子どもの保護者等のうち次のいずれかに該当する者

ア 1号認定 基準額の階層区分第1階層から第4階層に属する世帯の保護者等

イ 2号認定及び3号認定 基準額の階層区分第1階層から第5階層に属する世帯の保護者等

(2) 特定教育・保育施設以外の施設を利用する子ども

ア 幼稚園の利用 1号認定の基準額の階層区分を準用した、第1階層から第4階層に属する世帯の保護者等

イ 保育機能施設等の利用 2号認定及び3号認定の基準額の階層区分を準用した、第1階層から第5階層に属する世帯の保護者等

ウ 家庭的保育事業の利用 3号認定の基準額の階層区分を準用した、第1階層から第5階層に属する世帯の保護者等

(助成の対象となる費用)

**第5条** 助成の対象となる費用は、前条における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第13条第1項及び第43条第1項に規定する利用者負担額（基本負担額）並びに特定教育・保育施設等運営基準第13条第3項及び第43条第3項に規定する額（特定負担額）のうち、保護者等が負担する額として認めた費用とする。ただし、特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項各号及び特定教育・保育施設等運営基準第43条第4項各号に相当する費用（実費負担として保護者等から徴収する費用）を除いた額とする。なお、法附則第6条第4項で規定する徴収額についてもこれを準用する。また、家庭的保育事業においては、利用者が負担した額とする。

(保護者の申請等)

**第6条** 助成は、保護者等からの申請に基づき行うことを原則とする。

2 助成を受けようとする保護者等は、すこやか子育て支援事業保育料助成申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。また、戸籍上第2子以降の乳幼児については、戸籍謄本の写し（外国人にあっては、出生届の受理証明書）を添付しなければならない。ただし、県内の他市町村から転入した場合で、転出元市町村からすこやか子育て支援事業における全額助成（無償）対象であることの証明がある場合は、戸籍謄本の写しの添付を省略できる。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、助成の対象とすることを決定したときはすこやか子育て支援事業保育料助成決定通知書（様式第2号）を、対象としないことを決定したときはすこやか子育て支援事業保育料助成対象外決定通知書（様式第3号）を、保護者等に対して通知するものとする。

4 保護者等は、第1号から第6号までに該当する場合には申請事項等変更届出書（様式第4号）を、第7号に該当する場合にはひとり親家庭申立書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。また、第1号については、軽微なものである場合は提出を要しない。ただし、市長が別に定める事項により確認することができる場合は、これに代えることができるものとする。

- (1) 対象乳幼児、保護者等の氏名等に変更があった場合
- (2) 他市町村に転出した場合
- (3) 対象乳幼児が死亡した場合
- (4) 対象乳幼児の保護者等の所得状況に変更があった場合
- (5) 配偶者との死別、離婚等によりひとり親家庭となった場合
- (6) 再婚によりひとり親家庭でなくなった場合
- (7) ひとり親家庭であることが戸籍謄本で確認できない場合

5 第3条第1項第2号及び第3号により全額助成対象となっている保護者等が県内の他市町村に転出する場合、保護者の申請に基づき、すこやか子育て支援事業全額助成（無償）対象証明書（様式第6号）を交付することができる。

（助成の実施方法）

**第7条** 市長は、前条第3項の規定により助成の対象とすることを決定したときは、原則として、保護者等が納めるべき保育料から助成額を減免するものとする。この場合において、前条第2項及び第3項の規定による手続は、保育料の減免に係る手続とみなす。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、保護者等に助成額を支給する場合においては、実績に基づく保護者等からの請求により四半期ごとに支給するものとする。

（その他）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、すこやか子育て支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号ア及びイの規定は、平成21年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 対象乳幼児が一般世帯に属する場合の平成17年4月2日以後に生まれた幼児に関する平成21年7月31日までの保育料助成については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日以前に生まれた第3子以降の幼児に関する保育料助成については、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 対象乳幼児が前年分の所得税額が1,500円未満のひとり親世帯に属する場合の平成19年4月1日以前に生まれた幼児に関する保育料の助成額は、改正後の第3条第2号の規定にかかわらず、当該幼児の保護者が支払う第4条に掲げる費用等の10分の7に相当する額とする。
- 5 対象乳幼児が前年分の所得税額が1,500円未満のひとり親世帯に属する場合の平成21年4月1日以前に生まれた乳児に関する保育料の助成額は、改正後の第3条第2号の規定にかかわらず、当該乳児の保護者が支払う第4条に掲げる費用等の2分の1に相当する額とする。

附 則（平成21年10月1日訓令第100号）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第36号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日訓令第78号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（特例措置）

- 2 平成27年3月31日時点で本事業による助成を受けていた者のうち、第4条に掲げる助成対象範囲外となった者については、別表1に記載の市町村民税所得割課税額の範囲を超えない場合、平成29年度まで本要綱により助成する。

附 則（平成28年4月1日訓令第85号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 扶養親族等の数 | 父母の市町村民税所得割課税額 | 扶養義務者の市町村民税所得割課税額 |
|---------|----------------|-------------------|
| 0 人     | 118,900円       | 249,400円          |
| 1 人     | 138,900円       | 262,800円          |
| 2 人     | 158,900円       | 274,100円          |
| 3 人     | 178,900円       | 285,400円          |
| 4 人     | 198,700円       | 296,800円          |
| 5 人     | 218,700円       | 308,200円          |
| 6 人     | 239,000円       | 319,500円          |
| 7 人     | 259,300円       | 330,900円          |
| 8 人     | 279,600円       | 342,300円          |
| 9 人     | 299,800円       | 353,600円          |

## 備考

扶養義務者の市町村民税所得割課税額は、父又は母のいない乳幼児であって、祖父母等と同居し同一生計と市が認めた場合、あるいは父母ともいない乳幼児であって、父母以外で乳幼児の生計を維持している場合に適用する。

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

## 目次

## 第一章 総則（第一条—第三条）

## 第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

## 第一節 利用定員に関する基準（第四条）

## 第二節 運営に関する基準（第五条—第三十四条）

## 第三節 特例施設型給付費に関する基準（第三十五条・第三十六条）

## 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

## 第一節 利用定員に関する基準（第三十七条）

## 第二節 運営に関する基準（第三十八条—第五十条）

## 第三節 特例地域型保育給付費に関する基準（第五十一条・第五十二条）

## 附則

(略)

## (利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(略)

(利用者負担額等の受領)

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
  - 一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
  - 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
  - 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(略)

## 子ども・子育て支援法

発令 : 平成24年8月22日号外法律第65号

(略)

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

(略)

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(略)

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- 二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- 三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（略）

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

（略）

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るもの）にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保

育を受けたとき。

- 二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
  - 三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
  - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。
- 2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額 から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額）
  - 二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額 から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
  - 三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額 から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
  - 四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額 から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額）
- 3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に

関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(略)

府政共生第347号

26文科初第1462号

雇児発0331第19号

平成27年3月31日

各都道府県知事

各都道府県教育委員会

各指定都市・中核市市長

各指定都市・中核市教育委員会

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川 光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長 小松 親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤 よし子

(印影印刷)

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）

## 記

## 第一 用語の意義

(略)

## 第二 令及び規則関係

## 1. 利用者負担の上限額について（令第4条から第7条まで及び第9条から第13条まで関係）

特定教育・保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第4条）、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第5条）、特別利用保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第6条）、特別利用教育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第7条）、特定地域型保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第9条）、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第10条）、特別利用地域型保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第11条）、特定利用地域型保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第12条）及び特例保育を受けた場合の利用者負担の上限額（令第13条）を定める。

## (1) 教育認定子どもに係る利用者負担の上限額

| 階層区分                      | 利用者負担   |
|---------------------------|---------|
| ①生活保護世帯                   | 0円      |
| ②市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）   | 3,000円  |
| ③市町村民税所得割課税額<br>77,101円未満 | 16,100円 |

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| ④市町村民税所得割課税額<br>211, 201円未満 | 20, 500円 |
| ⑤市町村民税所得割課税額<br>211, 201円以上 | 25, 700円 |

(2) 満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る利用者負担の上限額（※特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもについては、教育認定子どもと同様の利用者負担の上限額の区分とする。）

| 階層区分                   | 利用者負担     |          |
|------------------------|-----------|----------|
|                        | 保育標準時間    | 保育短時間    |
| ①生活保護世帯                | 0円        | 0円       |
| ②市町村民税非課税世帯            | 6, 000円   | 6, 000円  |
| ③所得割課税額<br>48, 600円未満  | 16, 500円  | 16, 300円 |
| ④所得割課税額<br>97, 000円未満  | 27, 000円  | 26, 600円 |
| ⑤所得割課税額<br>169, 000円未満 | 41, 500円  | 40, 900円 |
| ⑥所得割課税額<br>301, 000円未満 | 58, 000円  | 57, 100円 |
| ⑦所得割課税額<br>397, 000円未満 | 77, 000円  | 75, 800円 |
| ⑧所得割課税額<br>397, 000円以上 | 101, 000円 | 99, 400円 |

(3) 満3歳未満保育認定子ども及び特定満3歳以上保育認定こどもに係る利用者負担の上限額

| 階層区分                   | 利用者負担    |          |
|------------------------|----------|----------|
|                        | 保育標準時間   | 保育短時間    |
| ①生活保護世帯                | 0円       | 0円       |
| ②市町村民税非課税世帯            | 9, 000円  | 9, 000円  |
| ③所得割課税額<br>48, 600円未満  | 19, 500円 | 19, 300円 |
| ④所得割課税額<br>97, 000円未満  | 30, 000円 | 29, 600円 |
| ⑤所得割課税額<br>169, 000円未満 | 44, 500円 | 43, 900円 |
| ⑥所得割課税額<br>301, 000円未満 | 61, 000円 | 60, 100円 |
| ⑦所得割課税額<br>397, 000円未満 | 80, 000円 | 78, 800円 |

|                        |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|
| ⑧所得割課税額<br>397, 000円以上 | 104, 000円 | 102, 400円 |
|------------------------|-----------|-----------|

※ 令第4条から第7条まで、第9条から第13条まで及び附則第12条から第16条までに規定する「標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額」（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第17条に規定する額。以下「給付単価限度額」という。）は、特定教育・保育等に係る一月当たりの標準的な費用の額として、公定価格を上限として算出されるものであり、特定教育・保育施設の所在する地域や公定価格における各加算の取得状況により額は異なる。

給付単価限度額を超えて利用者負担額を徴収することはできないため、市町村は、特定教育・保育施設等に対して給付単価限度額をあらかじめ周知し、利用者負担額の過徴収が起らないよう留意すること。

※ 所得割課税額等の算定に当たっては、基本的には支給認定保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行うこととするが、当該者以外の者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、その者の課税額も含め判定を行うこととする。

※ 利用者負担の切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。

※ 所得割課税額の算定に当たっては、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除について、反映しない形で取り扱うこととする。

※ 市町村民税所得割が非課税であるが均等割が課税されている世帯は、教育認定子どもに係る階層区分の第2階層には含まれるが、保育認定子どもに係る階層区分の第2階層には含まれないこと。

※ 各支給認定子どもに係る利用者負担の上限額について、それぞれ第2階層又は第3階層に該当する支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、要保護者等その他規則で定めるものに該当する場合には、利用者負担の上限額が減額される。（令第4条第4項、第5条第4項、第6条第2項、第7条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項、第12条第3項及び第13条第4項）

この場合、規則で定めるものは以下のとおり（規則第22条）。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ・その他市町村の長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

※ 月途中において、特定教育・保育等の利用を開始又は終了した場合若しくは利用する特定教育・保育施設等を変更した場合の利用者負担額は、日割りにより算定すること。また、月途中で認定区分が変更された場合（同一の特定教育・保育

施設等を利用する場合に限る）については、変更日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から利用者負担額を変更すること。

※ 利用者負担の階層区分の判定について、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、平成26年度から引き続き施設を利用する各認定子どもが属する 世帯については、平成26年度に判定された階層区分から不利益な変更が生じることのないよう、市町村の判断により、年少扶養控除廃止による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。この場合、経過措置により判定された階層区分に基づく利用者負担の上限額を、当該支給認定保護者の利用者負担の上限額とし、給付額は、経過措置適用後の利用者負担の上限額により精算する。

※ 私立保育所は市町村と支給認定保護者の間の契約であるため、利用者負担の徴収は市町村が行うが、これに対して私立保育所を除く特定教育・保育施設は、市町村が支給認定保護者の所得階層を決定し、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設へこれを周知し、当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設が支給認定保護者から利用者負担の徴収を行うこととなる。

なお、利用者負担額については、毎年、市町村が市町村民税額等を確認の上、その階層区分ごとに定めることとなるため、支給認定証とは別途、利用者負担額に関する事項を通知する取扱いとされたい。

※ 具体的な利用者負担額は、支援法施行令で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めるものであるため、市町村の判断により、支援法施行令で定める額より軽減することが可能であるが、その際、軽減の程度等について、異なる認定区分、特定教育・保育施設等の区分、公立施設と私立施設との間のバランスや現行の負担額等に留意のうえで設定するとともに、市町村が財源を負担することにより利用者負担額を軽減することに鑑み、市町村が支給認定保護者を始めとする住民に対して説明責任を果たすよう配慮すること。

※ 市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している私立 幼稚園（認定こども園を含む。）については、一定の要件の下で、引き続き当該低い保育料を徴収することができる経過措置を講ずることができること。なお、施行後5年経過時点で、経過措置の存続を含め、検討することとしている。

(略)

○鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例

平成27年3月27日条例第8号

鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、次に掲げる額とする。

- (1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1))に規定する政令で定める額を限度として利用者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額
- (2) 法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて規則で定める額

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、鹿角市認定こども園（鹿角市認定こども園設置条例（平成27年鹿角市条例第27号）別表に掲げるこども園）及び市立保育園（鹿角市保育園設置条例（昭和62年鹿角市条例第9号）別表に掲げる保育園）から教育又は保育を受けた子どもに係る利用者から前条第1号の額を徴収するものとする。

2 市長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により市が支払う委託費に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第2号の額を徴収するものとする。

(利用者負担額の決定等)

第5条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

(利用者負担額の納期限)

第6条 利用者は、前条の規定により決定された利用者負担額を指定された期限までに納付しなければならない。

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めたときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鹿角市保育園保育実施条例の廃止)

2 鹿角市保育園保育実施条例（昭和62年鹿角市条例第10号）は、廃止する。

(鹿角市八幡平なかよしセンター条例の一部改正)

3 鹿角市八幡平なかよしセンター条例の一部を次のとおり改正する。

第6条第1号中「鹿角市保育園保育実施条例（昭和62年鹿角市条例第10号）第2条」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号」に改める。

（鹿角市保育園設置条例の一部改正）

4 鹿角市保育園設置条例の一部を次のとおり改正する。

第6条第1号中「鹿角市保育園保育実施条例（昭和62年鹿角市条例第10号）第2条に定める」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号の規定に該当する保護者が保護する」に改める。

附 則（平成27年10月1日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿角市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年鹿角市条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1項に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 別表第1に定める額
- (2) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 別表第2に定める額

2 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第1及び別表第2に定める利用者負担額の月額を変更することができる。

(利用者負担額の決定)

第3条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者には利用料決定通知書（様式第1号）により通知し、その利用に係る特定教育・保育施設には別途、通知するものとする。

(利用者負担額の減免)

第4条 利用者が、条例第7条に係る利用者負担額の減免又は免除を受けようとする場合は、その事由に該当する事実を証する書類を添付して、利用者負担額減額・免除申請書（以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の減免申請書を受理したときは、内容を審査し、利用者負担額の支払が困難と認めるときは、これを減免することができる。

(認定基準)

第5条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの者を、家計の主宰者として認定するものとする。

- (1) 当該児童の属する世帯が、両親世帯（父及び母がいる世帯をいう。）である場合においては、当該児童の父及び母のうち収入金額の多い者。ただし、当該児童の父及び母の収入金額の合計額が103万円を超えない場合は、当該児童と同一の世帯に属して生計を一にしている当該児童の父及び母以外の扶養義務者のうち、当該児童の父及び母の収入金額の合計額を超える者（2人以上いる場合は、収入金額が最も多い者）
- (2) 当該児童の属する世帯が、ひとり親世帯（母子世帯又は父子世帯をいう。）である場合においては、当該児童の父又は母。ただし、当該児童の父又は母の収入金額が103万円を超えない場合は、当該児童と同一の世帯に属して生計を一にしている当該児童の父又は母以外の扶養義務者のうち、当該児童の父又は母の収入金額を超える者（2人以上いる場合は、収入金額が最も多い者）
- (3) 前2号のいずれにも該当する者がいない場合は、当該児童を健康保険等の扶養としている者、又は家計の主宰者として認定することが適当と認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(鹿角市保育園保育実施条例施行規則の廃止)

2 鹿角市保育園保育実施条例施行規則（昭和62年鹿角市規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成28年9月1日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 別表第1（第2条関係）

| 各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分 |                                                                                                         | 利用者負担額<br>(月額)                           |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 階層区分                        | 市町村民税等による定義                                                                                             |                                          |
| 第1                          | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0円                                       |
| 第2                          | 第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分とする。以下同じ。）市町村民税非課税世帯又は当該年度分市町村民税の課税額が均等割額のみの世帯                 | 3,000円<br>(1,500円)                       |
| 第3                          | 第1階層及び第2階層を除                                                                                            | 当該年度分市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯           |
| 第4                          | き、当該年度分市町村民税課税世帯で右記の区分に該当                                                                               | 当該年度分市町村民税の所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯 |
| 第5                          | する世帯                                                                                                    | 当該年度分市町村民税の所得割課税額が211,201円以上の世帯          |

## 備考

- この表の「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号の規定する税を含む。）をいう。
- この表の「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とする。
- 教育・保育の提供を受ける子どもの属する世帯の階層の認定にあつては、その教育・保育の提供を受ける子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の市町村民税課税額の合計額により行うものとする。
- 同一世帯に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（以下「3年生までの子ども」という。）がいる場合における特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが同一世帯の3年生までの子ども及び小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表の括弧内の額とし、3番目以降は0円とする。
- 備考4の規定にかかわらず、市町村民税の所得割課税額が77,100円以下であるときは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）の範囲で、最年長の子から順に2人目の利用者負担額については、この表の括弧内の額とし、3人目以降の利用者負担額については0円とする。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、第2階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該利用者負担額を0円とし、第3階層にあつては、6,500円とする。
  - 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 利用者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

- 7 備考6に該当する世帯であって、市町村民税の所得割課税額が77,100円以下であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に2人目以降の利用者負担額については0円とする。
- 8 月の途中における入退園があった場合の利用者負担額は、次に定める算式により算出して得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

利用者負担額表に定める額×当該月の在籍期間中の開園日数（20日を超える場合は20日）÷20日

- 9 利用している施設等が同一の場合であって、月途中で法第20条に規定する認定の区分が変更した場合は、変更日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から変更後の利用者負担額を適用する。

別表第2（第2条関係）

| 各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分 |                                                                               |                          | 利用者負担額（月額）           |                      |                      |                      |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 階層区分                        | 市町村民税等による定義                                                                   |                          | 3歳未満児                |                      | 3歳以上児                |                      |
|                             |                                                                               |                          | 標準時間                 | 短時間                  | 標準時間                 | 短時間                  |
| 第1                          | 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 |                          | 0円                   | 0円                   | 0円                   | 0円                   |
| 第2                          | 第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯                |                          | 8,000円<br>（4,000円）   | 8,000円<br>（4,000円）   | 6,000円<br>（3,000円）   | 6,000円<br>（3,000円）   |
| 第3                          | 第1階層及び第2階層                                                                    | 48,600円未満                | 17,000円<br>（8,500円）  | 16,800円<br>（8,400円）  | 14,000円<br>（7,000円）  | 13,800円<br>（6,900円）  |
| 第4                          | を除き、当該年度分の市                                                                   | 48,600円以上<br>97,000円未満   | 24,000円<br>（12,000円） | 23,600円<br>（11,800円） | 22,000円<br>（11,000円） | 21,700円<br>（10,850円） |
| 第5                          | 町村民税の                                                                         | 97,000円以上<br>169,000円未満  | 36,000円<br>（18,000円） | 35,400円<br>（17,700円） | 26,000円<br>（13,000円） | 25,600円<br>（12,800円） |
| 第6                          | 所得割課税                                                                         | 169,000円以上<br>301,000円未満 | 45,000円<br>（22,500円） | 44,300円<br>（22,150円） | 27,000円<br>（13,500円） | 26,600円<br>（13,300円） |
| 第7                          | 額が右記の区分に該当する世帯                                                                | 301,000円以上<br>397,000円未満 | 52,000円<br>（26,000円） | 51,200円<br>（25,600円） | 27,500円<br>（13,750円） | 27,100円<br>（13,550円） |
| 第8                          |                                                                               | 397,000円以上               | 57,000円              | 56,100円              | 28,000円              | 27,600円              |

|  |  |  |           |           |           |           |
|--|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|
|  |  |  | (28,500円) | (28,050円) | (14,000円) | (13,800円) |
|--|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|

## 備考

- 1 別表第1備考1から備考3まで及び備考9の規定は、この表において準用する。
- 2 同一世帯の2人以上の小学校就学前子どもが同時に次に掲げるいずれかに該当する場合における特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けている支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該支給認定子どもが同一世帯の小学校就学前子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表の括弧内の額とし、3番目以降は0円とする。
  - (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用していること。
  - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園に入園していること。
  - (3) 学校教育法第76条第2行に規定する特別支援学校の幼稚園部に就学していること。
  - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けていること。
  - (5) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。
  - (6) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に入所していること。
- 3 備考2の規定にかかわらず、市町村民税の所得割課税額が57,700円未満であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に2人目の利用者負担額については、この表の括弧内の額とし、3人目以降の利用者負担額については0円とする。
- 4 児童の属する世帯が別表第1の備考6に該当する世帯の場合で、市町村民税の所得割課税額が77,100円以下であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に1人目の利用者負担額については、次表の額とし、2人目以降の利用者負担額については0円とする。

| 階層区分 | 市町村民税等による定義                    | 利用者負担額（月額） |         |         |         |
|------|--------------------------------|------------|---------|---------|---------|
|      |                                | 3歳未満児      |         | 3歳以上児   |         |
|      |                                | 標準時間       | 短時間     | 標準時間    | 短時間     |
| 第2   | 市町村民税非課税世帯                     | 0円         | 0円      | 0円      | 0円      |
| 第3   | 市町村民税所得割課税額48,600円未満           | 8,000円     | 7,900円  | 6,500円  | 6,400円  |
| 第4   | 市町村民税所得割課税額48,600円以上77,100円以下  | 12,000円    | 11,800円 | 11,000円 | 10,850円 |
|      | 77,101円以上97,000円未満は別表第2の金額のとおり | —          | —       | —       | —       |

- 5 別表第2と備考4の表における「3歳未満児」「3歳以上児」の年齢区分は、当該年度の初日の前日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）における満年齢によるものとし、年度途中の年齢区分の変更は行わない。
- 6 月の途中における入退園があった場合の利用者負担額は、次に定める算式により算出して得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

利用者負担額表に定める額×当該月の在籍期間中の開園日数（25日を超える場合は25日）÷25日